

正 誤 表

(京都市消費生活条例 新旧対照表)

「京都市補助金等の交付等に関する条例(平成 21 年 12 月 22 日条例第 32 号)」の制定に伴う関係条例の改正

旧 (平成 17 年 10 月 1 日施行)	現行 (平成 22 年 4 月 1 日施行)
(設立費用の補助) 第29条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、別に定めるところにより、消費者訴訟(消費者権の侵害の有無を争点とする訴訟をいう。以下同じ。)に係る事件の当事者である団体(消費者によって組織されたものに限る。)に対し、当該団体の設立に要した費用の全部又は一部を補助することができる。 (1)(2) 略	(設立費用の補助) 第29条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、別に定めるところにより、消費者訴訟(消費者権の侵害の有無を争点とする訴訟をいう。以下同じ。)に係る事件の当事者である団体(消費者によって組織されたものに限る。)に対し、当該団体の設立に要した費用の全部又は一部を補助することができる。 (1)(2) 略 2 前項の規定に基づく補助については、<u>京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。</u>
(訴訟に要する資金の貸付け) 第30条 市長は、<u>前条各号</u>のいずれにも該当するとき(消費者又は消費者団体が被告となる消費者訴訟にあっては、<u>同条第2号</u>に該当するとき)は、別に定めるところにより、<u>同条</u>の団体又は消費者に対し、消費者訴訟に要する資金を貸し付けることができる。	(訴訟に要する資金の貸付け) 第30条 市長は、<u>前条第1項各号</u>のいずれにも該当するとき(消費者又は消費者団体が被告となる消費者訴訟にあっては、<u>同項第2号</u>に該当するとき)は、別に定めるところにより、<u>同項</u>の団体又は消費者に対し、消費者訴訟に要する資金を貸し付けることができる。
(返還の免除) 第31条 市長は、<u>第29条</u>の団体又は消費者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定した場合その他特にやむを得ない理由がある場合であって、当該団体又は当該消費者が前条の規定により貸付けを受けた資金を返還することができなくなったときは、当該資金の全部又は一部の返還を免除することができる。	(返還の免除) 第31条 市長は、<u>第29条第1項</u>の団体又は消費者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定した場合その他特にやむを得ない理由がある場合であって、当該団体又は当該消費者が前条の規定により貸付けを受けた資金を返還することができなくなったときは、当該資金の全部又は一部の返還を免除することができる。